報告第14号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年9月11日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和3年第2回杉並区議会定例会において議案第47号に より議決を得た「杉並区立富士見丘小学校移転改築及び併 設1施設建設建築工事」
- 2 金額の変更議決を得た契約金額金2,860,000,000円変更後の契約金額金2,960,419,000円契約金額の増額金100,419,000円
- 3 変 更 理 由 本工事契約後に都立高井戸公園内に設置した多目的広場に 関して、設置許可者の東京都からの指示により施工内容の 追加及び変更等を行うこととなったため。
- 4 専決処分年月日 令和5年6月20日